

南宋蘇集編纂考

原田， 愛
九州大学大学院人文科学研究院： 専門研究員

<https://doi.org/10.15017/1498248>

出版情報：中国文学論集. 43, pp.145-154, 2014-12-25. 九州大学中国文学会
バージョン：
権利関係：



南宋蘇集編纂考

原 田 愛

一 はじめに——北宋末の蘇集の編纂状況と併せて

「禁書」とは、時の統治者の文化政策として特定の書物が焚棄・発禁処分になることである。北宋の蘇軾（字は子瞻、号は東坡居士、一〇三六—一一〇一）の文集が禁書となったのは、紹聖年間（一一〇四—一九七）に至つてのことである。この場合、元祐年間（一一〇六—一九三）に政務を司つた旧法党の大臣全ての「學術文字」が禁書となった。¹⁾元符三年（一一〇〇）に哲宗が崩御してから翌建中靖国元年（一一一〇）まで、新旧両党の融和が図られたことにより、一時的に解かれたが、崇寧元年（一一二二）、再び旧法党人への政治的な弾圧——「元祐党禁」が始まつた。

『宋史』徽宗本紀によると、その端緒は、崇寧元年（一一二二）九月、元祐年間に要職に就いた旧法党人一百十九人の名を刻んだ「元祐党籍碑」が建てられたことである。党人とその子孫は、住居や任官、婚姻などにおいて制限されたが、ここで特に警戒されたのが蘇軾の文学の影響力であつた。『統資治通鑑』卷八十八によると、まず、崇寧元年（一一二二）十二月に元祐党人の「學術政事」の教授が禁止され、翌崇寧二年（一一二三）四月乙亥に出された「蘇洵・蘇軾・蘇轍・黃庭堅・張耒・晁補之・秦觀・馬涓文集、范祖禹『唐鑑』・范鎮『東齋記事』・劉攽『詩話』・僧文瑩『湘山野錄』等印板、悉行焚毀（蘇洵・蘇軾・蘇轍・黃庭堅・張耒・晁補之・秦觀・馬涓の文集、范祖禹『唐鑑』・范鎮『東齋記事』・劉攽『詩話』・僧文瑩『湘山野錄』等の印板、悉く焚毀を行はしむ）」という詔勅により、三蘇及び蘇門四学士の文集や、蘇軾の姻戚でもある范鎮と范祖禹の著作が禁書となつた。更に、『宋史』徽宗本紀の宣和六年（一一二四）に「冬十月庚午、

詔有收藏習用蘇黃之文者、並令焚毀、犯者以大不恭論（冬十月庚午、詔して蘇黃の文を收藏習用せし者有らば、並びに令して焚毀せしめ、犯す者は大不恭なるを以て論ず）」とあるように、蘇軾・黃庭堅の文集は所有さえも禁じられたという。

このように、北宋に編纂された蘇集は元祐党禁によって禁書とされたため、表向きは出版・流通することは無かった。それが可能となったのは、「靖康の変」により時世が変化してからであり、特に孝宗によって乾道六年（一一七〇）九月に蘇軾に「文忠」が諡号され、乾道九年（一一七三）二月に「太師」の位が贈られたことが決定打であった。では、その南宋において新たに編纂された蘇集にはどのようなものがあったのか。以前、概ね蘇軾の生前から北宋末までに編纂された文集について系統的に論究したが³⁾、本論では、南宋における蘇集編纂の流れを辿りたい。

二 南宋における蘇集編纂

南宋に至って、『東坡集』などの蘇軾の文集は再び刊行が許された。また、それに加えて、注釈本や選集本、総集本が刊行された。流伝したものや、佚書となったが、資料に記録が遺っているものを、以下系統立てて列挙する。

（一）注釈本——詩について

北宋末から南宋にかけて、蘇軾の詩文は多くの人々によって注釈が施され、南宋初期には注釈本が出版された。

- (1) 撰者未詳『集註東坡先生詩前集』十八卷（※残卷は四卷のみ。卷一―三が「十注本」、卷四が「五注本」）
- (2) 撰者未詳『集註東坡先生詩後集』七卷（※「五注本」があったが、散佚）
- (3) 伝王十朋撰注『王状元集百家註分類東坡先生詩』二十五卷（※傅藻『東坡紀年録』を附す）
- (4) 施元之・顧禧等撰注『施顧註東坡先生詩』四十二卷（※施宿による『年譜』及び『目錄』各一卷を附す）
- (5) 傅共撰注『東坡和陶詩解』十卷（※散佚）

まず、(1)『集註東坡先生詩前集』、(2)『集註東坡先生詩後集』は、およそ高宗朝の頃に刊行された当時の注釈書であり、西野貞治氏や劉尚栄氏によって詳しく論じられている。⁴⁾ (1)の残卷四卷のうち、卷一から卷三までが「十注本」

であり、巻四が「五注本」であった。林敏功注が「新添」と記されていることから、他四者の「四注本」の刊行後に林敏功が自注を加えて「五注本」を編定し、次いで後述する「八注本」や「十注本」が刊行されたと考えられる（左表参照）。また、(2)は清の馮応榴がその「宋刊五家注不全本七卷」を見たというのが、現在は散佚している。

四注…趙次公・李厚・程續・宋援	八注…五注及び師尹・趙夔〔補注〕・孫倬（もしくは任居実）
五注…四注及び林敏功〔新添〕	十注…八注及び胡某・傳藻（もしくは孫倬・李堯祖）

この(1)及び(2)の「八注本」や「十注本」は、(3)『王狀元集百家註分類東坡先生詩』の祖本でもあった。(3)は、文字通り題目別の「分類」によって編纂された、百家（正確には九十六名）による集注本で、主に福建の泉州や建安などでの刻本が現存する。また、編纂者として、紹興二十七年（一一五七）の科挙で狀元登第を果たした王十朋（字は龜齡、号は梅溪、一一二一—一一七二）の名を冠するが、実際のところは福建の書肆による刊行とする説が有力である。福建における出版は、乾道四年（一一六八）から同六年（一一七〇）まで王十朋が知泉州を務めた影響であると考えられる。また、陳巖肖『庚溪詩話』巻上によると、孝宗が乾道（一一六五—一一七三）の初頭に「近有趙夔等注軾詩、甚詳（近ごろ趙夔等の軾詩に注する有り、甚だ詳たり）」と言及していることから、早くても乾道末、出版に至る時間的配慮を行うと、淳熙（一一七四—一一八九）以後と考えるのが妥当であろう。現行本には趙夔（字は堯卿）の序文が記載されている。

崇寧間、僕年志於學、逮今三十年、一字一句推究來歷、必欲見其用事之處。……頃者赴調京師、繼復守官、累與小叔叔黨遊從至熟、叩其所未知者、叔黨亦能爲僕言之。僕既慕先生甚切、精誠感通。……三十年中、殫精竭慮、僕之心力盡於此書、今乃編寫刊行、願與學者共之。若乃事有遺誤、當俟博雅君子、補而鐫之。

崇寧の間、僕年に學を志し、今に逮るまで三十年、一字一句來歷を推究し、必ず其の用事の処を見らんと欲す。……頃者、赴きて京師に調し、繼いで守官に復し、累りに小坡叔党（蘇過）と游從し熟するに至る。其の未だ知らざる所の者を叩めるに、叔党も亦た能く僕の為に之を言ふ。僕既に「東坡」先生を慕ふこと甚だ切にして、精誠感通す。……三十年中、殫精竭慮、僕の心力は此の書に尽くし、今乃ち編寫刊行し、學ぶ者之を共にせんことを願ふ。若し乃ち事に遺誤有らば、當に博雅の君子を俟ちて、補ひて之を鐫せん。

趙夔「註東坡詩集序」（『王狀元集百家註分類東坡先生詩』卷首）

趙夔が蘇軾の末子蘇過（字は叔覺、一〇七二—一二二三）に教えを乞うたことについてはその真偽が疑問視されているが、崇寧年間（一一〇二—一一〇六）から三十年をかけて注釈を行ったことは確かであろう。こうした蘇軾文学を愛好する文人たちの手によって多くの注釈が行われ、書肆が競って出版した結果、それらを集約した(3)が成立したのである。因みに、(3)は宋末元初に増刊されており、そこには劉辰翁（字は会孟、号は須溪）の批点が付されている。

(4)『施顧註東坡先生詩』は、施元之（字は徳初）が中心となつて編纂、顧禧（字は景繁）がそれを補助し、施元之の子である施宿（字は武子）が補完して出版を行った合注である。嘉定六年（一二二三）に刊行され、景定三年（一二六二）に補編の上で再刊された。施宿は同郷で欧書を能くした傳樞（字は漢儒）に鋟板を依頼しており、刊行当時、淮海東路の提挙常平司（倉司）に任官していたため、「淮東倉司刊本」ともいう。三十九卷までが「編年」による蘇詩の注釈であり、巻四十が「翰林学士帖」とほか遺詩、巻四十一・四十二が「和陶詩」であった。彼らの生没年は不詳であるが、施元之は紹興二十四年（一一五四）に、施宿は紹熙四年（一一九三）に進士に及第した。詳しくは先行する專著に譲るが、また、かの陸游（字は務觀、号は放翁、一二五—一二〇）はこれに以下の序文を寄せた。

某頃與范公至能會於蜀、因相與論東坡詩、慨然謂予「足下當作一書、發明東坡之意、以遺學者。」某謝不能。……後二十五年、某告老居山陰澤中、吳興施宿武子出其先人司諫公所註數十大編、屬某作序。司諫公以絕識博學名天下、且用工深、歷歲久、又助之以顧君景蕃之該洽、則於東坡之意、蓋幾可以無憾矣。某雖不能如至、能所託、而得序斯文、豈非幸哉。嘉泰二年正月。

某は頃范公（范成大）と能く蜀に会するに至り、因りて相ひ与に東坡の詩を論ずるに、慨然して予に「足下当に一書を作して、東坡の意を發明し、以て学ぶ者に遺すべし」と謂ふ。某能はざるを謝す。……後二十五年にして、某告老して山陰沢中に居せしとき、吳興の施宿武子其の先人司諫公（施元之）の註する所の数十大編を出して、某に序を作すを属す。司諫公は絶識博學を以て天下に名あり、且つ用工深く、歴歲久しく、又た之を助くるに顧君景蕃（顧禧）の該洽たるを以てすれば、則ち東坡の意に於いて、蓋し幾くも以て憾むこと無くべからんや。某は如き至ること能はざると雖も、託する所を能くして、斯の文を序するを得る、豈に幸ひに非ざらんや。嘉泰二年（一二〇二）正月。

陸游「施司諫注東坡詩序」（『渭南文集』卷十五）
このように、陸游は范成大（字は致能、号は石湖居士、一二六—一九三）に注釈書の執筆を勧められたものの、力不足を

理由に断つたという。後に施元之・顧禧によつて、注釈書が編纂され、それを出版するために施宿は陸游に序文執筆を依頼した。陸游はそこで施元之等の博識を称えたのである。科挙及第の年次に鑑みて、施元之は同年に科挙を受けた陸游と同世代である可能性が高い。また、施宿の序文も残存し、そこに「東坡先生詩、有蜀人所註八家、行於世已久。先君司諫病其缺略未究。遂因閒居、隨事詮釋、歲久成書（東坡先生の詩、蜀人の註する所の八家有り、世に行はるること已に久し。先君司諫は其の缺略にして未だ究めざるを病む。遂に閒居に因りて、事に隨ひて詮釋し、歳久しくして書を成す）」とある。「八注」のうち、趙次公・宋援・孫倬・趙夔は西蜀の出身であつた。施元之がその「八注本」の「缺略」を不満に思つたことが彼が新たに一書を成す契機となつたのであつた。

(5)『東坡和陶詩解』は、福建仙溪の傅共（字は洪甫）による、蘇軾が蘇轍とともに創作した晩年の傑作「和陶詩」の注釈書である。陳振孫『直齋書錄解題』卷十五に、「和陶集」十卷。蘇氏兄弟追和、傅共注（『和陶集』十卷。蘇氏兄弟追和し、傅共注す）とあり、また、清代の『福建通志』卷六十八には「東坡和陶詩解」と明記している。現在では散佚したもの、韓国高麗大学所蔵の、元の蔡正孫（字は粹然）が著した『精刊補注東坡和陶詩話』十三卷の中に多くの引用が見える。両宋を生きた傅共は、蘇軾の故居旧跡を直接訪ね歩き、注釈を行つたらしい。

(Ⅱ) 注釈本——散文・詞について

蘇軾は後に唐宋八大家の一人に選ばれるほどの文章の名手であり、また、艶麗優美な作品が多かつた詞においても豪放かつ雄壮な作風を発想したことも知られる。それ故、注釈本の刊行も詩に止まらなかつた。

(6) 郎暉撰注『経進東坡文集事略』六十卷

(7) 傅幹撰注『注坡詞』十二卷

このように、(1)～(5)は詩であつたが、(6)は散文、(7)は詞についての注釈本である。

(6)『経進東坡文集事略』は、杭州銭塘の郎暉（字は晦之）による簡潔な注釈が為されている。もともとは『経進三蘇文集事略』一百卷のうちの一つであり、「経進」とは皇帝に進呈されたことを意味する。現存する宋刊本では、孝宗御製の序賛を巻頭に置く。この序賛そのものは、孝宗期の乾道九年（一一七三）頃に刊された蘇軾の文集を以て「朕

萬幾餘暇紬繹詩書、他人之文、或得或失、多所取舍。至於軾所著讀之、終日亹亹忘倦、常寘左右、以爲矜式。信可謂一代文章之宗也（朕は万幾に余暇あれば詩書を紬繹するに、他人の文、或は得て或は失し、多く取舍する所なり。軾の著す所に至りて之を読めば、終日亹亹として倦むことを忘れ、常に左右に寘きて、以て矜式するところと爲す。信に一代文章の宗と謂ふべし）」と称えるものであり、また、「乾道九年閏正月望、選德殿書賜蘇軾（乾道九年閏正月望、選德殿に書して蘇軾に賜ふ）」とあるように、孝宗はこれを蘇軾の曾孫で蘇過の孫にあたる蘇嶠（字は季真）に与えたという。おそらくこの孝宗朝にて刊された蘇軾の文集を基礎に、郎暉が(6)を撰注し、紹熙二年（一一九二）、光宗に進呈されたのである。

(7)『注坡詞』は傳共の族子である傳幹（字は子立）が編纂した、現存する中では最初の蘇軾の詞集である。洪邁『容齋続筆』卷十五「注書難」に「紹興初、又有傳洪秀才『注坡詞』鏤板錢塘（紹興の初め、又た傳洪秀才の『注坡詞』有り、板を錢塘に鏤む）」とあるように、紹興年間（一一三一―一六二）初頭に錢塘にて刻された。福建仙溪の傅氏一族には、(5)の傳共のほか、(1)の十注の一人であり、(3)に附された『東坡紀年録』を著した傳藻（字は薦可）などがあり、また、傳共は(7)の序文も担当した。傳幹の注釈は、こうした傅氏一族の長年の蓄積も影響したであろうことは疑いない。また南宋の陳鵠（字は西塘）の『耆旧統聞』卷二に、「趙右史家有顧禧景蕃補注東坡長短句真蹟云……（趙右史の家に顧禧景蕃の東坡長短句の真蹟に補注する有りて云ふ……）」という記録があり、そこで(7)の注釈内容との比較をしていることから、(4)の顧禧も蘇軾詞の補注を行ったと判る。但し、顧禧補注は伝わらないため詳細は不明である。

（Ⅲ）選集本・補遺本

蘇軾の基礎資料である『東坡七集』のうち、『東坡応詔集』十卷のみ、蘇轍の撰述した蘇軾の墓誌銘に記されていない。それ故、蘇軾の歿後に依託された蘇氏一族によつてまとめられたと考えられる。また、『奏議集』の補遺として『奏議補遺』三巻が南宋に編纂された。蘇過の次子である蘇籍（字は季文）がそれに関わっていた可能性があるが、現在散佚しており、編纂状況の詳しいところは判らない。しかしながら、既刊の『東坡集』の再版が為される一方、未収録の遺文やアンソロジーの編纂が行われたことは確かである。

(8) 撰者未詳『東坡外集』(※明刊『重編東坡先生外集』八十六卷の原本)

(9) 蘇軾撰『東坡別集』四十六卷(※散佚)

(8)『東坡外集』は、その編纂者は不明で、南宋に刊行された原本は今に伝わらない。収録作品の全てが補遺ではないらしく、現在は明の万曆三十六年(一六〇八)刊行の済南康氏刊本『重編東坡先生外集』八十六卷が遺っている。これは明代に刊行された『東坡統集』との関連性も指摘されており、多くの研究課題を持つていると言⁹⁾える。

(9)『東坡別集』は蘇軾の曾孫蘇嶠が建寧府建安県において刊行したもので、彼が知建寧府在任中であつた淳熙四年(一一七七)から同六年(一一七九)の間に刊行されたと推察する¹⁰⁾。これについて、陳振孫は次のように述べた。

『東坡別集』四十六卷。坡之曾孫給事嶠季真、刊家集於建安、大畧與杭本同。蓋杭本當坡公無恙時已行於世矣。麻沙書坊又有『大全集』、兼載『志林』『雜說』之類、亦雜以頴濱及小坡之文。且間有訛僞勦入者。有張某、爲吉州、取建安本所遺、盡刊之、而不加攷訂、中載應詔・策論。蓋建安本亦無『應詔集』也。

『東坡別集』四十六卷。坡の曾孫給事嶠季真、家集を建安に於いて刊するに、大略は杭本と同じ。蓋し杭本は當に坡公の恙無き時に已に世に行はるるなり。麻沙書坊に又た『大全集』有り、『志林』『雜說』の類を兼載し、亦た雜ふるに頴濱(蘇轍)及び小坡(蘇過)の文を以てす。且つ間ま訛僞の勦入する者有り。張某なる有り、吉州を爲めしとき、建安本の遺す所を取りて、尽く之を刊するも、攷訂を加えず、中に應詔・策論を載す。蓋し建安本も亦た『應詔集』無きなり。

陳振孫『直齋書錄解題』卷十七「別集類」中「『東坡別集』」は、蘇軾健在時に刊行された杭州本『東坡集』四十卷と『東坡後集』二十卷が底本で、『應詔集』所収の「應詔策論」については省略したものらしい。同時期の淳熙六年(一一七九)に蘇轍の曾孫蘇詒が、『欒城集』の善本の有無について孝宗から下問された際に、「臣假守筠陽、日以家藏及筠・蜀本三考是正、鏤板公帑。字畫差太粗、亦可觀。容臣進呈(臣筠陽に仮守たりしとき、及び家藏及び筠・蜀本を以て三たび考して是正し、公帑に鏤板す。字画は差太粗なるも、亦た觀るべし。臣の進呈を容れられよ)」と奏上し、再刊した全集を献上したという¹¹⁾。蘇嶠も同様に家藏本と世間に流伝する各地の刻本を以て校正し、「公帑」、即ち官刻で出版した可能性が高い。形態としては選集で、補遺の作もあつたかと思われるが、同時代を生きた洪邁(字は景廬、一一三三―一二〇二)は、蘇嶠の編纂の杜撰さを指摘している¹²⁾。

また、元の至正五年(一三四五)に完成した『宋史』芸文志には「蘇軾『前後集』七十卷、『奏議』十五卷、『補遺』

三卷、『南征集』一卷、『詞』一卷、『南省說書』一卷、『應詔集』十卷、『内外制』十三卷、『別集』四十六卷、『黃州集』二卷、『續集』二卷、『和陶詩』四卷、『北歸集』六卷、『僊耳手澤』一卷、『年譜』一卷王宗稷編』と挙げられている。このうち、南宋の現存資料に言及がなく編纂時期が不確定であるため挙げなかったが、文集であろう『黃州集』二卷、『黃州統集』二卷、『北歸集』六卷などは、宋末元初に編纂されたものである。蘇軾の存命中から「一官一集」型の文集は幾つか編纂されたが、これらはそれを踏襲した選集本であろう。

(Ⅳ) 總集本

本集に未収録の作が判明したり、それを補遺した文集が編纂されたりすると、それらとこれまでの作品を全て含有する總集本を欲する需要層が表れるものである。以下の二書はそれに当たるものであろう。

(10) 撰者未詳『東坡大全集』一百七十卷? (※散佚)

(11) 撰者未詳『東坡備成集』 (※散佚)

(10)『東坡大全集』は、(9)に挙げた陳振孫が述べるように、麻沙書坊において刊行された。雜文も多く収録している上、蘇轍や蘇過の詩文、その他に偽作も混在した坊刻本である。日本国立公文書館内閣文庫所蔵の、同じく麻沙本の蘇洵『類編増広老蘇先生大全文集』と蘇轍『類編増広頴濱先生大全文集』などと同様の形態であったと考えられる。因みに、『宋史』芸文志に挙げられた『僊耳手沢』一卷は、蘇過等が蘇軾の遺文を再編した『先公手沢』が基であり、『直齋書録解題』卷十一に『東坡手澤』三卷、蘇軾撰。今俗本『大全集』中所謂『志林』者也(『東坡手沢』三卷、蘇軾撰。今俗本『大全集』中の所謂『志林』なる者なり)とあるように、所謂『東坡志林』との関係性があり、且つ、(10)はこれの多くを収録していたと推測する。また、王十朋が「讀蘇文」(『梅溪前集』卷十九)に「紹興庚午七月上澣日、讀『東坡大全集』於會趣堂、因題於後(紹興庚午二十年、一一五〇)七月上澣の日、『東坡大全集』を會趣堂に讀み、因りて後に題す」と述べていることから、紹興二十年(一一五〇)より前には刊行されていたのであろう。

(11)『東坡備成集』については、当時の資料に言及が少ないため、(10)よりもその様態が不明である。ただ、胡仔の『漁隱叢話後集』卷二十八に「東坡文集行於世者、其名不一。惟『大全』『備成』二集、詩文最多、誠如所言眞偽相

半（東坡の文集は世に行く者、其の名は一ならず。惟だ『大全』『備成』の二集のみ、詩文最も多く、誠に言ふ所の真偽相ひ半ばするが如し）とあり、これも真偽を問わず多くの詩文を雑多に収録した坊刻本であつたことは確かである。

三 終わりに

このように、蘇軾を始めとする元祐党禁によつて有罪とされた旧法党人が赦免された南宋においては、多くの蘇集が編纂及び出版されることとなつたが、蘇軾の死後間もなく注釈が行われ、南宋の初期には出版されたことや、特に百名もの注釈を集めたと銘打つた『王狀元集百家註分類東坡先生詩』や蘇軾に関するあらゆる詩文を乱脈に集めた『東坡大全集』が人気を博したことの背景には、当時の蘇軾の熱狂的な人気と南宋における出版業の更なる進化があつたと言えよう。また、その編纂・出版は浙江・福建・蜀においてのものが多く、また、蘇軾・蘇轍の子孫のみならず、施氏父子や傅氏一族のようにそれぞれの一家の中で蘇集とその知識が蓄積されていたことが判る。国土の半分を金に奪われた南宋では、政治のみならず、社会や経済にも大きな変化があつた。その中で、出版文化においても更にその受容と供給の層が拡大していったが、蘇集の編纂もその変化の影響を受けたのである。

注

- (1) 何薊『春渚紀聞』卷五「張山人謔」に「紹聖間、朝廷貶責元祐大臣、及禁毀元祐學術文字」とある。
- (2) 先行研究として、西野貞治「東坡詩王狀元集注本について」(『人文研究』第十五卷第六号、大阪市立大学文学部、一九六四年)、村上哲見「蘇東坡書簡の伝来と東坡集諸本の系譜について」(『中国文学報』第二十七冊、中国文学会、一九七〇年)、劉尚榮『蘇軾著作版本論叢』(巴蜀書社、一九八八年)、曾棗莊「南宋蘇軾著述考略」(『三蘇研究——曾棗莊文存之一』所収、巴蜀書社、一九九九年)、祝尚書『宋人別集校録』(中華書局、一九九九年)等を参照。
- (3) 拙稿「蘇集源流考」(『中国文学論集』第四十二号、九州大学中国文学会、二〇一三年)。

(4) 注(2)に挙げた西野貞治「東坡詩王狀元集注本について」及び劉尚榮『蘇軾著作版本論叢』所収「宋刻集注本《東坡前集》考」。前者は集注本と王狀元本との関連性にも詳しい。

(5) 馮応榴『蘇文忠公詩合注』(『蘇軾詩集合注』全六冊、上海古籍出版社、二〇〇一年)の附録二「蘇文忠公詩合注凡例十二則」第一則に「先生詩有四注・八注・十注及唐〔庚〕・趙〔夔〕・黃〔學舉〕・沈〔名失考〕諸本、皆不傳。劉宏摘律之類、又不足採。余所見者、一爲宋刊五家注不全本七卷。……其編次一如七集本、惜止見『後集』而未見『前集』也」とある。

(6) 施宿の序文は、鄭騫、嚴一萍編校『增補足本施顧註蘇詩』(台北芸文印書館、一九八〇年)所収。『王狀元集百家註分類東坡先生詩』に附される王十朋序にも「予舊得公詩八註・十註、而事之載者十未能五、故常有窺豹之歎」とある。

(7) 先行研究として、金程宇「高麗大学所蔵『精刊補注東坡和陶詩話』及其價值」(『文学遺産』三〇〇八年第五期)、下東波「韓國所蔵古本詩話『精刊補注東坡和陶詩話』」(『宋代詩話与詩学文献研究』所収、中華書局、二〇一三年)等参照。

(8) 孫觀「與蘇守季文」(『内簡尺牘』卷七)によると、孫觀は蘇籍に「奏議・制誥、世間所傳、初無定本。公家集可以一見乎。……如制誥・奏議及二集所不載者、願季文速出、與天下共之」と要請している。

(9) 注(2)に挙げた村上哲見「蘇東坡書簡の伝来と東坡集諸本の系譜について」参照。

(10) 拙稿「蘇軾の曾孫と南宋初期の出版」(『橄欖』第十六号、宋代詩文研究会、二〇〇九年)にて既述。

(11) 蘇詔の子蘇森の叙した「宋開禧刻本蘇森序」に記載。『蘇軾集』第四冊(全四冊、中華書局、一九九〇年)所収。

(12) 洪邁「擒鬼章祝文」(『容齋五筆』卷九)に「二集〔蘇軾刊〕『東坡別集』・司馬伋刊『司馬溫公集』皆出本家子孫、而爲妄人所誤、季眞・季思不能察耳」とある。

(13) 『黃州集』等については、笈文生・野村鮎子著『四庫提要北宋五十家研究』(汲古書院、二〇〇〇年)参照。

(14) 王水照編『宋刊孤本三蘇溫公山谷集六種』(全六冊、國家圖書館出版社、二〇一三年)の第一冊にて影印で刊行。

(15) 蘇轍「再題老子解題後」(『蘇轍集』第四冊所収)に「政和元年冬、得姪邁等所編『先公手澤』」とある。但し、主に蘇集編纂を担っていたのは蘇邁である。また、明の曹學佺『蜀中広記』卷九十八に「東坡儋耳手澤」三卷」とある。

※本稿は平成二十六年年度日本學術振興會科学研究費補助金若手研究(B)「東アジアにおける蘇軾文集の成立と伝承に関する研究」(課題番号:26770128)の交付を受けた研究成果の一部である。